

平成 2 6 年 第 8 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 6 年 8 月 2 8 日)

召集年月日 平成26年8月28日(木)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成26年8月28日 午後1時29分

閉会 平成26年8月28日 午後2時15分

出席委員

| | | | | | |
|-----|------------|-----|------|-----|----------|
| 1番 | 山本 修 | 3番 | 小原好一 | 4番 | 西 忠彦(会長) |
| 5番 | 中川啓二 | 7番 | 寺本清二 | 8番 | 中嶋義男 |
| 9番 | 小川宗一 | 10番 | 渡辺俊策 | 11番 | 東 茂正 |
| 14番 | 石橋高志 | 16番 | 猿橋 巧 | 18番 | 吉岡靖夫 |
| 21番 | 田中 廣(職務代理) | 22番 | 大下利男 | | |

欠席委員(8名)

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 2番 | 松宮利廣 | 6番 | 福井明美 | 13番 | 山下大三郎 |
| 12番 | 木村正行 | 15番 | 粟谷善一 | 17番 | 小間美也子 |
| 19番 | 藤原義隆 | 20番 | 小畑信幸 | | |

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年 第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、

2番松宮委員、6番福井委員、12番木村委員、13番山下委員、15番栗谷委員、17番小間委員、19番藤原委員、20番小畑委員の8名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しております。また、委員会終了後に農地専門委員会も開催されますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成26年 第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には大変とお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

このところの雨続きで稲の倒伏や収穫に支障をきたしている方が多いと思います。

それでは、本日上程の5議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、14名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、3番 小原委員さんと 5番 中川委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第20号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地に、〇〇の〇〇氏が〇〇を建築するために転用し使用貸借権を設定するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長
(議案第20号資料説明)
この申請の許可基準は、第2種農地その他の農地の要件である、小集団の生産性の低い農地に該当し、〇〇〇〇以外に〇〇を所有しておらず代替地もないことから、許可できるものと判断されます。
なお、この申請地は、福井県の埋蔵文化財包蔵地「〇〇〇遺跡」の範囲にありますので、文化財保護法により福井県教育委員会へ開発の許可を申請中です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 はい、議長

東委員 本案につきましては、22日の午前9時30分から中川委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地とその手前の道路側の田は、元は一筆で、この転用に併せて分筆してあるとのことで、刈取り前の稲が実っていました。
申請人〇〇は〇〇で〇〇と〇〇しているとのことですが、〇〇〇〇〇手狭になってきたとのことで、今回の申請はやむを得ないと思われれます。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第20号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 県の埋蔵文化財の許可は、不許可になることもあるのか。

書記 転用申請があった時点で、事務局から大飯郷土史料館

に照会しまして、郷土史料館の学芸員が現地確認に行き、県教育委員会の許可について事前に判断しています。今回の転用申請は盛土で保護することで許可が下りることを事前に確認しています。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 日程3 議案第21号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議についてを議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第21号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地に、〇〇の〇〇氏が〇〇を建築するために転用し使用貸借権を設定するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案第21号資料説明)

この申請の許可基準も、第2種農地その他の農地の要件である小集団の生産性の低い農地に該当し、〇〇〇〇以外に〇〇を所有しておらず代替地もないことから、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 はい、議長

東委員 本案につきましても、22日の午前9時30分から中川委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地の建築箇所には、〇〇〇〇〇が〇〇〇だけ残っており、今は使用されていない状況でした。登記は田ですが、現状は畑で草が茂っていました。

申請人の〇〇〇〇には〇〇を建てるスペースがありませんし、転用面積も必要最小限ですので、今回の申請はやむを得ないと思われま

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第21号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第21号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程4 議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第22号は、おおい町〇〇〇の〇〇〇〇氏の農地に、〇〇の〇〇氏が〇〇を建築するため転用し使用貸借権を設定するものでありますが、この案件は、平成26年第6回委員会にて「農振・農用地区域」からの除外を審議したものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記(竹浦) はい、議長

(議案第22号資料説明)

この申請地は第1種農地ですが、許可要件の、居住する者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものに該当し、代替地もないことから、

地確認に行きましたが、6月の除外申請時の現地確認から変わりはありませんでした。

議長 事務局からの説明がございましたが、議案第23号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 (貸人氏名の漢字について確認)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第23号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。
それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 はい、議長。
議案第24号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。

26ページをご覧ください。

(議案第24号資料説明)

期間は、平成26年10月1日から平成36年12月31日までの10年と3箇月の設定となります。

貸し出す農地は、平成26年度までは、〇〇の〇〇〇〇〇さんが水稻を作付されています。

受け手の〇〇〇〇〇さんは、平成26年度には、水稻を中心に〇〇〇〇〇〇ほどを経営されており、〇〇区の「人・農地プラン」では、中心となる経営体に位置づけられる

担い手であり、今回、使用貸借による経営規模拡大と農地の有効利用につながるものと考えます。

借受地、借受人につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 　　はい、議長

中川委員 　　本案の現地につきましても、22日午前中、東委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。

申請地は、1番の〇〇〇〇〇〇〇はハナエチゼンが作付されており、すでに刈取りが済んでいました。2番、3番の農地につきましても、コシヒカリが作付されており、稗や雑草のない美しく管理された水田で、豊作が期待される農地であると感じました。

〇〇さんは〇〇〇〇〇で、担い手としては比較的若い方であることから、10年の使用貸借期間ではありますが、十分、経営が継続され、農地の有効利用が図られると感じました。

いずれも、集積に適した農地であり、良好な状態でありましたことを報告いたします。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局次回日程報告)

議 長 それではこれで、平成26年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。